

広島県告示第三百四十六号

広島県立総合体育館管理運営規則（平成三十年広島県規則第二十七号。以下「管理運営規則」という。）第三条第一項、第四条第一項、第六条第一項及び第三項、第七条第二項、第九条第二項、第十一条第二項並びに第十三条の規定に基づき、管理運営規則の施行に際し、必要な様式を定める。

平成三十年四月一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

三 広島県立総合体育館設置及び管理条例(昭和三十九年広島県条例第三十八号) 別表第三から別表第五までに規定する一回券及び十一回券の様式
(一回券)

| | |
|--|--|
| (日付, 時刻) (一連番号) | (日付, 時刻) (一連番号) |
| 広島県立総合体育館 (施設名) | 広島県立総合体育館 (施設名) |
| 1 回 券 (利用許可書) 当日1回限り有効 ¥ (金額) | 1 回 券 (利用許可書兼領収書) 当日1回限り有効 ¥ (金額) |

備考 1 用紙の大きさは, 縦45ミリメートル, 横57.5ミリメートルとする。

2 「施設名」の欄には, 武道場, 弓道場, プール, トレーニングルーム, 健康体力相談室(全身持久力コース), 健康体力相談室(筋力コース), 健康体力相談室(基礎競技力コース)又は健康体力相談室(基礎体力コース)の別を表示する。

3 「金額」の欄には, 施設及び使用の種類に応じた料金を表示する。

(十一回券)

(表)

| | |
|------------|------------|
| 広島県立総合体育館 | |
| (施設名) 11回券 | |
| (図柄) | |
| 発売額 | 円(円×11回分) |

備考 1 用紙の大きさは、縦54.6ミリメートル、横85.6ミリメートルとする。

2 「施設名」の欄は、武道場、弓道場、プール又はトレーニングルームの別を表示する。

3 発売額の欄は、施設及び使用の種類に応じた料金を表示する。

4 図柄については別途定める。

(裏)

| |
|--|
| 1 本券での利用は、本体育館(施設名)の個人使用に限ります。 |
| 2 本券は(施設名)券売機以外には使用できません。 |
| 3 利用の際は、本券で1回券をお求めのうえ、ご利用ください。 |
| 4 本券は磁気を使用していますので、折り曲げたり、汚したり、磁気に近付けると使えなくなることがあります。 |
| 5 本券の払い戻し、換金及び再発行はできません。 |
| 6 料金改定等により差額が生じた場合は、現金でお支払いください。 |
| 7 満員のときは、ご利用できないことがあります。 (お問い合わせ先) 広島県立総合体育館 ☎082-228-1111 |

備考 「施設名」の欄は、武道場、弓道場、プール又は

トレーニングルームの別を表示する。

四 管理運営規則第六条第一項に規定する駐車券

(表)

| 広島県立総合体育館駐車場 | |
|--|-----|
| 駐 | 車 券 |
| <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">本券を必ず持って降りてください。</div> | |
| <ul style="list-style-type: none">・本券は出庫の際必要ですので折り曲げたり、紛失しないようご注意ください。・出庫の際は乗車前にこの券を前精算機に入れて駐車料金を精算してください。・精算後15分以内に出庫ゲートの精算機にこの券を入れて出庫してください。・15分を経過したときは、追加料金が必要です。・閉場時刻は22時ですので、それまでに必ず出庫させてください。22時以降は出庫できません。・駐車場内における事故，盗難等については一切責任を負いません。 | |

(裏)

| |
|---------|
| (磁 気 面) |
|---------|

備考 用紙の大きさは、縦 84 ミリメートル，横 56 ミリメートルとする。

五 管理運営規則第六条第三項に規定する回数券

(表)

| 広島県立総合体育館駐車場 | |
|--------------|---------------|
| 回数券 | |
| 発売額 | 円((金額)円×11回分) |

・本券は30分間分の駐車料金を1回として11回分ご使用になれます。

- ・本券で 円分ご使用になれます。
- ・駐車料金精算の際、現金に代えて本券で精算できます。
- ・本券は磁気を使用していますので、折り曲げたり、汚したり、磁気に近付けると使えなくなることがあります。
- ・本券の払戻し、換金はできません。
- ・料金改定等により差額が生じた場合は、現金でお支払いください。

(お問い合わせ先)
広島県立総合体育館 ☎082-228-1111

- 備考
- 1 用紙の大きさは、縦 84 ミリメートル、横 56 ミリメートルとする。
 - 2 金額欄は駐車場の料金を表示する。

(裏)

| |
|-------|
| (磁気面) |
|-------|

八 管理運営規則第十一条第二項に規定する内部設備変更願

広島県立総合体育館内部設備変更願

平成 年 月 日

広島県立総合体育館指定管理者様

団 体 名 _____

住 所 _____

代表者氏名 _____ ⑩

次のとおり内部設備を変更したいので、許可してください。
なお、変更については、広島県立総合体育館管理運営規則を遵守します。

| | | | |
|-------------|-------------------------------|------------|--|
| 行 事 名 | | | |
| 使 用 期 間 | 平成 年 月 日 () 時~平成 年 月 日 () 時 | | |
| 入場料の有無 | | 入場(利用)見込人員 | |
| | 変 更 の 内 容 | | |
| 施 設 ・ 設 備 名 | 変 更 内 容 ・ 明 細(平面図等添付) | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |